

会社法第 794 条第 1 項に定める事前備置書類
(吸収分割に係る事前開示事項)

2023 年 2 月 2 日

東京瓦斯株式会社

2023年2月2日

吸収分割に係る事前開示事項

東京都港区海岸一丁目5番20号
東京瓦斯株式会社
代表執行役社長 内田高史

東京瓦斯株式会社（以下「当社」といいます。）は、当社を吸収分割承継会社とし、株式会社ニジオ（以下「分割会社」といいます。）を吸収分割会社とする吸収分割（以下「本吸収分割」といいます。）を行うことにいたしました。

本吸収分割に関する会社法第794条第1項及び会社法施行規則第192条に定める事前開示事項は、下記のとおりです。

記

1. 吸収分割契約の内容

別紙1のとおりです。

2. 会社法第758条第4号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項

当社は、本吸収分割に際して、分割会社に対して一切の対価の交付をいたしません。当社は、本吸収分割の効力発生時点において分割会社の全株式を所有していることから、当社はこれを相当であると判断いたしました。

3. 会社法第758条第8号に掲げる事項についての定め

該当事項はありません。

4. 会社法第758条第5号及び第6号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項

該当事項はありません。

5. 分割会社についての計算書類等に関する事項

(1) 最終事業年度に係る計算書類等の内容

別紙2のとおりです。

(2) 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

- (3) 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はありません。

6. 当社において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

(1) 自己株式の取得

当社は、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づく自己株式の取得のための市場買付を以下のとおり実施しました。なお、2022年6月23日までの買付をもって、2022年4月27日開催の取締役会において決議した自己株式の取得について、取得を終了しました。

- ① 買付期間 2022年5月9日～2022年6月23日（約定ベース）
- ② 買付株式数 6,121,500株
- ③ 買付総額 15,999百万円
- ④ 買付方法 東京証券取引所における市場買付

(2) 自己株式の消却

当社は、2022年7月27日に開催した取締役会において、会社法第178条の規定に基づき、自己株式を消却することを決議し、以下のとおり実施しました。

- ① 消却する株式の種類 当社普通株式
- ② 消却する株式数 6,121,500株
- ③ 消却実施日 2022年8月16日

(3) 子会社株式の譲渡

当社は2022年10月7日付で、当社の豪州子会社であるTokyo Gas Australia Pty Ltdの子会社5社（4プロジェクト）を米国EIG Global Energy Partners, LLCの子会社MidOcean Energy Holdings Pty Ltd（以下「MidOcean」）に譲渡することに合意し、同社と株式譲渡契約を締結しました。

① 株式譲渡の理由

当社は、2003年以降、5件の豪州LNGプロジェクトへ参画し、LNG上流権益の保有事業を拡大してまいりましたが、当社の最適な資産ポートフォリオの構成を勘案した結果、以下の連結子会社の全株式をMidOceanに譲渡することが適切であると判断しました。

② 株式譲渡の相手先の名称

MidOcean Energy Holdings Pty Ltd

③ 株式譲渡実行予定日

2023年3月（予定）

④ 譲渡対象会社の名称及び事業内容

名称	事業の内容
Tokyo Gas Pluto Pty Ltd（以下、Pluto）	ガス田開発、LNG・コンデンセートの生産・販売事業
Tokyo Gas Gorgon Pty Ltd（以下、Gorgon）	
Tokyo Gas QCLNG Pty Ltd（以下、QCLNG）	

Tokyo Gas Ichthys Pty Ltd (以下、Ichthys)	
Tokyo Gas Ichthys F&E Pty Ltd (以下、Ichthys F&E)	

⑤ 譲渡株式所有割合及び譲渡後の所有株式数

名称	Pluto	Gorgon	QCLNG	Ichthys	Ichthys F&E
譲渡株式所有割合	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
譲渡後の所有株式数	0株 (所有割合0%)	0株 (所有割合0%)	0株 (所有割合0%)	0株 (所有割合0%)	0株 (所有割合0%)

⑥ 留意事項

本株式譲渡につきましては、今後豪州政府の承認が必要な他、各プロジェクトパートナーとの契約上複数の条件があり、それらが満たされない等の場合には、プロジェクトの一部または全部についてMidOceanへの譲渡が実行されない可能性があります。当該事象が2023年3月期の連結業績に与える影響は現在精査中です。

7. 吸収分割が効力を生ずる日以後における当社の債務（会社法第799条第1項の規定により吸収分割について異議を述べる事ができる債権者に対して負担する債務に限る。）の履行の見込みに関する事項

当社は、本吸収分割を行うにあたり、効力発生日以後における当社の債務の履行の見込みに関し、下記のとおり判断しました。

記

- (1) 当社の最終事業年度の末日（2022年3月31日）以降本日までの間、当社の債務の履行に支障を及ぼすような大幅な減収、多額の損失の発生等は生じておらず、効力発生日までに当社の資産及び負債の額が変動すること、及び本吸収分割により当社の資産及び負債の額が変動することを考慮しても効力発生日において当社の資産の額が負債の額を上回ることが見込まれています。
- (2) また、本吸収分割後の当社の収益状況及びキャッシュフローの状況について、債務の履行に支障を及ぼすような事態は現在のところ予測されておりません。
- (3) 以上より、本吸収分割の効力発生日以後における当社の債務について、履行の見込みがあるものと判断します。

以上

別紙1
吸収分割契約の内容



吸 収 分 割 契 約 書



東京瓦斯株式会社
株式会社ニジオ



吸収分割契約書

株式会社ニジオ（以下「分割会社」という。）と東京瓦斯株式会社（以下「承継会社」という。）は、分割会社のブルートプロジェクトからの液化天然ガス調達事業（以下「本件事業」という。）に関わる資産、負債及び当該事業に関する権利義務を承継会社に承継させる吸収分割（以下「本件吸収分割」という。）に関し、次のとおり吸収分割契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（吸収分割）

分割会社は、吸収分割の方法により、本件事業に関して分割会社が有する第4条に定める権利義務を承継会社に承継させ、承継会社はこれを承継する。

第2条（当事会社の商号及び住所）

本件吸収分割の当事者は以下の通りとする。

- ① 吸収分割会社（分割会社）（商号）株式会社ニジオ
（住所）東京都港区海岸一丁目5番20号
- ② 吸収分割承継会社（承継会社）（商号）東京瓦斯株式会社
（住所）東京都港区海岸一丁目5番20号

第3条（効力発生日）

本件吸収分割がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、2023年4月1日とする。ただし、本件吸収分割の手続きの進行に応じて必要があるときは、分割会社及び承継会社の合意により、これを変更することができる。

第4条（本件吸収分割により承継する権利義務）

1. 承継会社は、本件吸収分割により、効力発生日の直前において分割会社に帰属する別紙承継権利義務明細表に記載の資産負債及び権利義務（以下「承継対象権利義務」という。）の全部を分割会社より承継する。なお、承継対象権利義務のうち資産及び負債については、2022年3月31日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とした別紙承継権利義務明細表の金額に、効力発生日前日までの増減を加除して確定する。
2. 前項の規定にかかわらず、承継対象権利義務のうち、法令、条例等により本件吸収分割による承継ができないもの、及び本件吸収分割による承継に関し契約上の定めに基づき、重大な支障が生じ又は生じる可能性があるものについては、分割会社及び承継会社が協議の上合意することによりこれを承継対象から除外することができる。
3. 本条に基づき承継会社が分割会社から承継する債務に関しては、承継会社が免責的にこれを引き受ける。

第5条（本件吸収分割の対価）

承継会社は、本件吸収分割に際し、分割会社に対して株式その他の金銭等の対価を交付しない。

第6条（承継会社の資本金及び準備金）

承継会社は、本件吸収分割において資本金及び準備金の額を増加しない。

第7条（分割承認決議）

1. 分割会社は、会社法第784条第1項の規定により、同法第783条第1項に定める株主総会の承認

- を受けることなく本件吸収分割を行う。
2. 承継会社は、会社法第 796 条第 2 項の規定により、同法第 795 条第 1 項に定める株主総会の承認を受けることなく本件吸収分割を行う。

第 8 条 (会社財産の管理等)

分割会社は、本契約締結後効力発生日に至るまで、善良なる管理者の注意をもって本件事業に係る業務の執行及び財産の管理運営を行い、その財産及び権利義務に重大な影響を及ぼす行為を行う場合には、事前に相手方の同意を得なければならない。

第 9 条 (分割条件の変更及び本契約の解除)

分割会社及び承継会社は、本契約締結の日から効力発生日までの間において、天災地変その他の事由により、分割会社または承継会社の資産状態、経営状態に重大な変更が生じた場合、法令に定める関係諸官庁その他第三者の承認が得られなかった場合、また本件吸収分割の実行に重大な支障となる事態が生じた場合、その他本件吸収分割の目的の達成が困難となった場合には、あらかじめ分割会社及び承継会社が協議の上、本契約に定める条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

第 10 条 (本契約に定めのない事項)

本契約に定める事項のほか、本件吸収分割に際し必要な事項は、分割会社及び承継会社が協議して定める。

本契約の締結を証するため、本書 2 通を作成し、各当事者記名押印の上、それぞれ 1 通を保有する。

2023 年 2 月 2 日

分割会社：
東京都港区海岸一丁目 5 番 20 号
株式会社ニジオ
代表取締役 菅沢 伸浩



会社実印

承継会社：
東京都港区海岸一丁目 5 番 20 号
東京瓦斯株式会社
代表執行役 内田 高史



会社実印

1. (1)

前
短
合

2. (1)

そ
合

3. 1

4. 1

承継権利義務明細表

の承認

1. 資産
(1) 流動資産

業に係
為を行

(単位：円)

項目	摘要	簿価 (2022年3月31日現在)
前払原料費	本件事業に属する前払原料費の一切	904,571,079円
短期貸付金	本件事業に属する短期貸付金の一切	1,285,815,924円
合計		2,190,387,003円

他の
法令に
重大な
、あら
除する

2. 負債
(1) 固定負債

(単位：円)

項目	摘要	簿価 (2022年3月31日現在)
その他固定負債	本件事業に属するその他固定負債の一切	2,190,387,003円
合計		2,190,387,003円

協議し

する。

3. 雇用契約

承継会社は、本件事業に従事する従業員に係る雇用契約を承継しない。

4. その他の契約、権利義務

本件事業に関する契約一切

以上



別紙 2

吸収分割会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容

第 20 期

計 算 書 類

(自 2021 年 4 月 1 日 至 2022 年 3 月 31 日)

株式会社ニジオ

東京都港区海岸 1 丁目 5 番 20 号

1. 貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

(資産の部)		(負債の部)	
科目	金額	科目	金額
【流動資産】	54,036,047	【流動負債】	21,798,314
現金及び預金	866,787	買掛金	15,908,043
売掛金	20,350,123	未払金	4,092,262
原材料	3,640,447	未払費用	961
前払費用	904,571	未払法人税等	813,724
親会社 CMS 短期貸付金	23,099,800	未払事業税等	983,221
未収入金	5,174,317	未払事業所税	101
【固定資産】	734,945	【固定負債】	2,190,387
【無形固定資産】	446,143	その他固定負債	2,190,387
電話加入権	147	負債合計	23,988,701
ソフトウェア	729	(純資産の部)	
ガス供給施設利用権	445,266	【株主資本】	30,782,291
【投資その他の資産】	288,801	資本金	47,939
繰延税金資産	288,801	資本剰余金	5,247
		資本準備金	5,247
		利益剰余金	30,729,104
		利益準備金	6,738
		その他利益剰余金	30,722,366
		繰越利益剰余金	30,722,366
		純資産合計	30,782,291
資産合計	54,770,992	負債及び純資産合計	54,770,992

注. 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

2. 損益計算書

(自 2021 年 4 月 1 日 至 2022 年 3 月 31 日)

(単位：千円)

科目	金額	
【売上高】		167,550,354
【売上原価】		161,884,919
売上総利益		5,665,434
【販売費及び一般管理費】		1,949,741
営業利益		3,715,693
【営業外収益】		
受取利息	18,852	
為替差益	67,775	
雑収入	18,263,718	18,350,346
【営業外費用】		
雑支出	18,262,698	18,262,698
経常利益		3,803,341
税引前当期純利益		3,803,341
法人税、住民税及び事業税	1,151,775	
法人税等調整額	▲33,658	1,118,116
当期純利益		2,685,225

注. 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

3. 株主資本等変動計算書

(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

(単位：千円)

	株主資本							純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益 準備金	利益剰余金		株主資本 合計	
		資本 準備金	資本 剰余金 合計		その他 利益剰余金 繰越 利益剰余金	利益剰余金 合計		
当期首残高	47,939	5,247	5,247	6,738	28,515,430	28,522,168	28,575,355	28,575,355
当期変動額								
剰余金の配当					▲478,289	▲478,289	▲478,289	▲478,289
当期純利益					2,685,225	2,685,225	2,685,225	2,685,225
当期変動額合計	-	-	-	-	2,206,936	2,206,936	2,206,936	2,206,936
当期末残高	47,939	5,247	5,247	6,738	30,722,366	30,729,104	30,782,291	30,782,291

注. 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

- ① デリバティブの評価は、時価法によっております。
- ② 棚卸資産は移動平均法による原価法(貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)により評価しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

無形固定資産の減価償却は、定額法を採用しております。

(3) ヘッジ会計の方法

原料購入代金の為替変動リスクをヘッジするため為替予約を実施しており、振当処理の要件を満たしている為替予約については振当処理によっております。

(4) 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

(5) 収益及び費用の計上基準

商品又は製品の販売に係る収益は、主に電力の供給による販売であり、顧客である東京ガス株式会社及び出光興産株式会社との電力売買契約に基づいて、電力を引き渡す履行義務を負っております。顧客へ供給した電力量は、月末最終日の検針日において計量されるため、当検針結果に基づき、毎月収益を認識しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(1) 収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。なお、当事業年度の計算書類に与える影響はありません。

3. 収益認識に関する注記

(1) 収益を理解するための基礎となる情報

「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

4. 貸借対照表に関する注記

関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

- | | |
|----------|---------------|
| ① 短期金銭債権 | 45,303,422 千円 |
| ② 短期金銭債務 | 16,658,635 千円 |

5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高 150,347,128 千円

仕入高 117,644,500 千円

営業取引以外による取引高

雑収入 18,262,698 千円

雑支出 18,262,698 千円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

- | | |
|-------------------------|--------------|
| (1) 当事業年度末日における発行済株式の総数 | 普通株式 6,011 株 |
|-------------------------|--------------|

(2) 当事業年度中に行った剰余金の配当に関する事項
2021年6月29日開催の定時株主総会の決議に基づき、次の通り剰余金の配当を行いました。

配当金の総額	478,289千円
配当の原資	利益剰余金
1株当たりの配当額	79,569円
基準日	2021年3月31日
効力発生日	2021年6月30日

(3) 当事業年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項
2022年6月29日開催予定の定時株主総会において、次の通り決議を予定しています。

配当金の総額	2,685,227千円
配当の原資	利益剰余金
1株当たりの配当額	446,719円
基準日	2022年3月31日
効力発生日	2022年6月30日

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の主な発生原因は、未払事業税であります。

8. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社は、資金運用については短期的な預金及びキャッシュ・マネジメント・システムに限定し、運用しております。

デリバティブ取引は、原料購入代金の為替変動リスクをヘッジするための為替予約を実施しています。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

売掛金、親会社 CMS 短期貸付金、未収入金、買掛金、未払金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

9. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
親会社	東京ガス(株)	被所有100%	電力の販売	電力の販売	150,347,128	売掛金	18,259,097
				発電所稼働抑制に伴う営業補償	18,262,698	未収入金	3,944,525
				原材料の購入	98,735,615	買掛金	10,672,004

			発電所稼働抑制に伴う営業補償	18,262,698	未払金	3,944,525
		基地の使用	基地使用料の支払	15,788,466	買掛金	1,690,643
		導管の使用	託送料の支払	3,120,418	買掛金	351,461
		債務被保証	債務被保証(注1)	1,959,830	-	-
		資金の貸付	資金の貸付	22,902,278	親会社CMS短期貸付金	23,099,800
			貸付金利息	18,852		

(注1) 発電所との電力供給契約において当社が発電所へ負う債務に対し、債務保証を受けており、取引金額は期末日時点の当社が発電所に負う買掛金残高を記載しております。なお、保証料の支払は行っておりません。

取引条件及び取引条件の決定方針

(注2) 取引条件は、市場実勢を勘案し、交渉の上で決定しております。

(注3) 資金の貸付に係る取引は、CMS(キャッシュ・マネジメント・システム)による資金の貸借取引であり、取引金額は、当事業年度における平均貸付残高を記載しております。

(2) 兄弟会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
親会社の子会社	株扇島パワー	なし	電力の製造委託	電力の製造委託	10,235,248	買掛金	979,846

取引条件及び取引条件の決定方針

(注3) 取引条件は、製造費用に一定の事業報酬を加算し、交渉の上で決定しております。

10. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	5,120,993円40銭
1株当たり当期純利益	446,718円56銭

11. その他の注記

弊社および東京ガスのLNG在庫不足の影響により発電所稼働の抑制を実施しました。弊社の東京ガスに対する営業補償として営業外費用「雑支出」18,262,698千円、東京ガスの弊社に対する営業補償として営業外収益「雑収入」18,262,698千円を記載しております。

千円を計上しております。

第 20 期

附属明細書（計算書類関係）

（自 2021 年 4 月 1 日 至 2022 年 3 月 31 日）

株式会社ニジオ

東京都港区海岸 1 丁目 5 番 20 号

1. 無形固定資産の明細

(単位：千円)

区分	資産の種類	期首 帳簿価額	当期 増加額	当期 減少額	当期 償却額	期末 帳簿価額	減価 償却 累計 額	期末 取得 原価
無形 固定 資産	電話加 入権	147	-	-	-	147		
	ソフト ウェア	1,071	-	-	342	729		
	ガス供給施 設利用権	482,604	-	-	37,338	445,266		
	計	483,823	-	-	37,679	446,143		

2. 販売費及び一般管理費の明細

(単位：千円)

科目	金額	摘要
役員報酬	17,337	
給料	32,173	
業務委託費	3,184	
旅費交通費	26	
通信費	56	
銀行手数料	273	
消耗品費	4	
新聞図書費	17	
支払手数料	3,962	
地代家賃	2,916	
保険料	75	
租税公課	1,848,034	
顧問料等	2,735	
寄付金	1,000	
減価償却費	37,679	
雑費	266	
合計	1,949,741	

注. 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

第 20 期

事業報告

(自 2021 年 4 月 1 日 至 2022 年 3 月 31 日)

株式会社ニジオ

東京都港区海岸 1 丁目 5 番 20 号

事業報告

(自 2021 年 4 月 1 日 至 2022 年 3 月 31 日)

1. 株式会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当社は、2002 年 5 月 1 日に、東京ガス株式会社、および、シェルガス B. V. 出資のもと、長期的にガス購入契約が可能な超大口（発電事業等）の顧客向け天然ガス販売を目的として設立いたしました。しかし、事業環境の変化から、2007 年 7 月に東京ガス株式会社がシェルガス B. V. 保有の株式を全て取得し、2008 年 1 月から東京ガス株式会社の電力事業向け燃料供給会社としての事業活動を開始しました。

今期は、前期に比較し発電所の稼働量が減少したものの、燃料価格が上昇し、その分が販売単価に転嫁されるため、売上高は 167,550,354 千円となり、前期の 166,977,299 千円から増収となりました。

営業結果としては、燃料価格の上昇による原料単価増加が増加したものの、前期発生した基地使用に関する補償料の減少、及び東京ガスへの販売単価の改定により営業利益は 3,715,693 千円、経常利益は 3,803,341 千円、当期純利益は 2,685,225 千円となり、前期の営業利益 2,588,097 千円、経常利益 2,257,280 千円、当期純利益 1,594,280 千円から増益となりました。

(2) 資金調達等についての状況

① 資金調達

当期においては、東京ガス株式会社のグループ金融である CMS（キャッシュ・マネジメント・システム）による短期極度枠 50 億円の設定を受けておりますが、現在借入金はありません。

② 設備投資

重要な設備投資はありません。

(3)直前3事業年度の財産及び損益の状況

期別		第17期	第18期	第19期	第20期
区分		2019年3月期	2020年3月期	2021年3月期	(当事業年度) 2022年3月期
売上高	(千円)	115,637,824	145,870,266	166,977,299	167,550,354
営業利益	(千円)	2,875,540	1,839,593	2,588,097	3,715,693
経常利益	(千円)	2,791,869	1,857,689	2,257,280	3,803,341
当期純利益	(千円)	2,009,900	2,748,729	1,594,280	2,685,225
1株当たり 当期純利益	(円)	334,370	457,283	265,227	446,718
総資産	(千円)	43,821,470	53,961,254	52,484,438	54,770,992
純資産	(千円)	25,659,939	27,805,693	28,575,355	30,782,291
1株当たり 純資産	(円)	4,268,830	4,625,801	4,753,843	5,120,993

(4)対処すべき課題

顧客のニーズに合致したサービスの開発・提供に取り組んでいく所存であります。

(5)当該事業年度の末日における主要な事業内容

当社は、現在、親会社である東京ガス株式会社と、出光興産株式会社への電力供給等を行うことを主要な事業内容としております。

(6)当該事業年度の末日における主要な営業所及び使用人の状況

①主要な営業所

本社：東京都港区海岸1丁目5番20号

②使用人の状況

使用人数 29名
平均年齢 34.9歳
平均勤続年数 1.5年

(7)重要な親会社等の状況

①親会社の状況

東京ガス株式会社が当社の親会社であり、当社の株式6,011株(100%)を保有しています。

②親会社との間の取引に関する事項

親会社との間の取引については、市場実勢等に鑑み適正な取引条件となるよう交渉の上で、電力の販売等の契約を締結しています。

当社の取締役会は、当該取引は妥当な取引条件のもと行われており、当社の利益を害することはないと判断しています。

③その他の重要な会社の状況

なし

2. 株式に関する事項

- (1)発行可能株式総数 24,000 株
(2)発行済株式総数 6,011 株
(3)株主数 1 名
(4)大株主の状況

株主名	持株数	持株比率
東京ガス株式会社	6,011 株	100%

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
石坂 匡史	代表取締役	東京ガス株式会社 電力事業部長
菅沢 伸浩	取締役	東京ガス株式会社 最適化戦略部長
伊藤 英臣	取締役	東京ガス株式会社 電力事業部 電力企画グループマネージャー
江袋 徳朗	取締役	東京ガス株式会社 エネルギー生産部 生産企画グループマネージャー
佐原 守文	監査役	

(注) 1. 2022年4月1日の臨時株主総会において菅沢 伸浩氏が代表取締役に就任し、石坂 匡史氏、伊藤 英臣氏、江袋 徳朗氏が取締役に就任しております。

(2) 取締役および監査役の報酬等の額

区分	人員	報酬等の額
取締役	4名	12,423千円
監査役	1名	4,914千円

4. 会計監査人

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

5. 業務の適正を確保するための体制等の整備に関する事項

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

当社は、2007年10月1日の取締役会において、業務の適正を確保するための体制(内部統制システム)の整備に関する基本方針を以下のとおり決議しております。

取締役会は、当社の経営の健全性・透明性、すなわちコンプライアンスの遵守、財務諸表の信頼性、業務の有効性と効率性を確保し、資産の保全等の経営目標を実現するため、内部統制システムを整備する。

この内部統制システムは、取締役及び使用人の行動指針として親会社(東京ガス株式会社)の「企業行動理念」および「私たちの行動基準」を採用する。また、取締役会による内部統制システムの実効性の定期的な評価と、必要な改善を行う。

以下に内部統制システムの構成要素を示す。

1. 取締役の職務執行が法令・定款等に適合することを確保するための体制
 - (1) 取締役は、忠実義務と善良なる管理者の注意義務を果たす。
 - (2) 取締役は、法令の改正情報等を親会社に求める等、コンプライアンス遵守の基礎情報の収集に努め、最新の法令に基づき業務を執行する。
 - (3) 取締役は、経営に重大な影響を及ぼす事項を発見した場合には、遅滞なく取締役会および監査役に報告する。
 - (4) 取締役は、取締役会等の重要な会議の開催を監査役に通知するほか、重要な稟議書を監査役に回覧し、取締役の職務執行に対する監査役監査を受ける。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
 - (1) 取締役の職務の執行に係る情報については、本規則および情報セキュリティ管理規則に基づき、その保存媒体に応じて、適切かつ確実に保存・管理し、必要に応じて検索・閲覧可能な状態を維持する。
3. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (1) 取締役会は、取締役会開催の年間計画を策定し、取締役および監査役に通知する。年間計画には取締役会規則に基づき四半期毎に開催する取締役会等予見可能な取締役会を網羅するが、必要に応じて適宜開催することができる。
 - (2) 取締役会は、法令、定款、ならびに取締役会規則が定める取締役会付議事項を決議する。代表取締役は、審議に必要な情報を整理して取締役会に提供する。また、業務執行を担当しない取締役の理解を得るために、取締役会規則の定めに従い、業務執行の状況を取締役に報告する。
 - (3) 取締役会は、業務執行について職制、職責権限規則、職責権限表を定め、それぞれの責任の所在と執行手順を明らかにする。
 - (4) 取締役会は、「中期経営計画」を策定し、それに基づく主要経営目標を設定する。合わせて年度計画を策定し、それに基づく目標値の設定および実績を管理することにより、効率的かつ効果的な取締役の職務執行を確保する。
4. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (1) 取締役会は、リスク管理規則を定め、同規則に基づき、業務執行に係る重要リスクを特定する。また、取締役会は毎年、当該重要リスクを見直す。
 - (2) 借入金の金利変動リスク管理については、デリバティブ取引を対象とする市場リスク管理規程に基づき実施する。
 - (3) 非常災害、非常事態等の不測の事態が発生した場合には、所定の体制を整備し、迅速かつ適切な対応を図る。
5. 使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制
 - (1) 代表取締役は、コンプライアンスの遵守を図るため、使用人に法令および社内規則の情報を適切に提供する体制を整える。
 - (2) 法令・定款違反その他コンプライアンスに関する疑義のある行為等について、相談窓口の担当者を定めるとともに、「東京ガスグループコンプライアンス相談窓口」等、株式会社における相談窓口の設置を周知する。
 - (3) 代表取締役は、当社のコンプライアンス体制の整備・運用状況について内部監査を必要に応じ実施し、又はこれに代えて親会社監査部に内部監査を委託することができる。
6. 当該株式会社およびその親会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - (1) 取締役は、株式会社との契約締結あるいは取引開始について取締役会規則に基づき取締役会の承認を受ける。
 - (2) 取締役は、株式会社との契約実施状況あるいは取引状況について取締役会に報告する。
 - (3) 取締役は、親会社社員の管理・指導その他が、法令・定款違反等コンプライアンス

上問題があると認めた場合、親会社コンプライアンス部門等適切な部門へ報告する等、親会社と連携して問題の解決に努める。

7. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制、および監査役の監査が実効的に行われることを確保する体制

(1) 取締役は、監査役に対する報告、監査費用の支出等の法定義務を果たす。

(2) 取締役は、監査役との意見交換の機会を持つこと、監査役へ十分な情報を提供すること等監査役の監査活動を支援するとともに、監査役の意見陳述や会計監査人及び親会社監査役との連携等の監査役の円滑な監査活動を保証する。

(2)業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は前項に記載の「業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）の整備に関する基本方針」に基づいて、適切に内部統制システムが運用されていることを確認しています。当事業年度における主な運用状況は次の通りです。

① 内部統制システム全般

当社は、内部統制システムの整備及び運用状況について継続的に調査を実施しています。調査の結果、問題点が判明した場合は、是正措置を行い、より適切な内部統制システムの構築・運用に努めております。

また、当社の取締役会は、取締役会開催の年間計画を策定し、取締役および監査役に通知を行っております。取締役会は、法令、定款、ならびに取締役会規則が定める取締役会付議事項を決議するとともに、代表取締役は、審議に必要な情報を整理して取締役会に提供し、業務執行を担当しない取締役の理解を得るために、取締役会規則の定めに従い、業務執行の状況を取締役に報告しております。

② リスクマネジメント

リスク管理規則に基づき、業務執行に係る重要リスクを特定し、取締役会にて特定した重要リスクの見直しを実施するとともに、デリバティブ取引の実績を取締役に2回報告しております。

第 20 期

附属明細書（事業報告関係）

（自 2021 年 4 月 1 日 至 2022 年 3 月 31 日）

株式会社ニジオ

東京都港区海岸 1 丁目 5 番 20 号

記載事項はありません。

監査報告書

2021年4月1日から2022年3月31日までの第20期事業年度の取締役の職務の執行に関して、監査報告書を作成しましたので以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法およびその内容

私は、取締役および使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告について検討いたしました。また、内部統制システムについての取締役会決議に基づき整備されている当該体制の状況について検証いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかどうかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適切に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその付属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為および法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、特に指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人である有限責任あずさ監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

2022年5月24日

株式会社ニジオ

監査役

佐藤 守文 

独立監査人の監査報告書

2022年5月24日

株式会社ニジオ
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 相澤 尚也

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ニジオの2021年4月1日から2022年3月31日までの第20期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上